

8年度

# 債務負担行為見積書

局名 文化スポーツ観光局

所属名 スポーツ課 (直通 045-285-0795)

(単位 千円)

事項	武道館指定管理費	

	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国庫支出金	県債	その他	
見積額	244,500	令和6年度 ～ 令和7年度	48,900	令和8年度 ～ 令和11年度	195,600	-	-	12,405	183,195

査定額	244,500	令和6年度 ～ 令和7年度	48,900	令和8年度 ～ 令和11年度	195,600	-	-	12,405	183,195
-----	---------	---------------------	--------	----------------------	---------	---	---	--------	---------

事業概要等

1 事業の概要

県立スポーツ施設である武道館については、平成22年4月より地方自治法第244条の2に基づき指定管理者制度を導入しており、指定期間の満了に伴い、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間を指定期間として、指定管理者の指定を行うため、指定管理料の債務負担行為を設定する。

2 限度額の積算内訳

(単位 千円)

年度	指定管理料	財源内訳	
	武道館	特定財源	一般財源
R6	—	—	—
R7	48,900	3,049	45,851
R8	48,900	3,258	45,642
R9	48,900	3,049	45,851
R10	48,900	3,049	45,851
R11	48,900	3,049	45,851
計	244,500	15,454	229,046